



覚 書

北秋田森林整備と J-VER 開発における基本合意書

甲 大館北秋田森林組合（以下、甲という）と乙 グリーンプラス株式会社（以下、乙という）は、甲が認定済みの施行計画内の J-VER 開発対象地（以下、対象地という）の森林整備を行い、乙が対象地によるオフセット・クレジット（以下、J-VER という）の申請・発行及び販売を行うプロジェクトにおいて業務提携する旨の基本合意をし、ここに覚書を交わす。

第 1 条（業務提携の目的）

平成 20 年 11 月に環境省が発表した J-VER は国内のカーボンオフセットの柱となる制度でありその成果が期待されている。甲は長年にわたり森林組合を運営し、実績があり、現在も広範囲の土地の管理を行っており、乙は国内企業の環境指針コンサルティング、マーケティング、植林によるカーボンオフセットの実績が多くある。甲が森林整備を行い、その森林整備を通じて乙が J-VER を申請・発行、及び販売しその対価の一部を森林整備費用の自己負担分に充当することはお互いの利益創出につながる。目的にそった J-VER 申請手続きを円滑に促すためにここに業務提携の基本合意をする。

第 2 条（業務提携の期間）

本業務提携の期間は、J-VER 制度の期限に準拠し、平成 22 年 1 月 7 日より平成 24 年 3 月 31 日とする。但し、期間満了一カ月前までに甲乙双方より別段の意思表示がない場合は、自動的に延長される。

第 3 条（業務提携の内容）

1. 甲並び乙は地球環境に配慮した地域活性を目的として、適正な事業計画を立案、実行する。

2. 甲は、対象地の森林整備を行い、乙は環境庁の規定に従った算定方法による J-VER 申請・発行を行い相対取引での販売を行う。

3. 森林整備により発生する未利用間伐材及び未利用バイオマスは乙が J-VER その他カーボンクレジットの開発を目的として利用することも可能とする。

第 4 条（機密保持義務）

1. 甲及び乙は甲及び乙の機密情報を本プロジェクトのために必要な限りにおいて利用できるが、相手方から開示された機密情報を相手方の事前の書面による承諾なく第三者に対して開示または漏洩してはならないものとする。

2. 甲及び乙は本契約に違反して機密情報を外部に漏洩したり、外部に持ち出したりしたことで相手方が損害を被った場合には、甲及び乙は相手方に対して損害賠償を請求し、かつ、相手方が適当と認める措置を採ることができるものとする。

3. 甲及び乙は、相手方から要求があった場合には、すみやかに開示・提供をうけた機密情報を相手方に返却するものとし、相手方の事前の承認を得て作成した複製物を甲及び乙は各自の責任において全て廃棄するものとする。

第 5 条（森林への立ち入り等に関する事項）

J-VER プロジェクト対象地又は関連があると思われる森林に対し、乙を通して法人又は個人より視察・体験等の要望があった場合、甲は当該プロジェクト完遂の妨げにならない範囲で適切な対応をする。

第 6 条（協議事項）

国の法律、制度の変更などには甲は乙に適宜、協議を行い、柔軟に対応す



る。本書に合意のない事項や追加事項、後発事項については、互いに協議した上決定する。

以上の通り、甲と乙の間に業務提携に関する基本合意が成立した証として、本書を2通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印のうえ各1通を保有する。

平成22年 1月 7日

甲 住 所

会社名 秋田県北秋田市脇神字佐助岱27番地2
大館北秋田森林組合
役 職 代表理事組合長 大越勝男

氏 名 印
(自署又は記名/捺印)



乙 住 所

会社名 〒153-0041 東京都目黒区駒場1-32-17
グリーンプラス株式会社
役 職 代表取締役社長 上松正志

氏 名 印
(自署又は記名/捺印)



以 上